

街なかの落書き消去に対する補助制度のご案内

— 富山市中心市街地美観保全事業補助金 —

事前の申請が必要です

街なかの魅力アップには、街の美観を損なう落書きをなくすことが必要です。

そこで、富山市では、平成23年度から新たに落書き消去にかかる費用を一部補助する制度をつくりました。平成27年度からは補助要件と補助率を見直し、より多くの方に活用していただけるよう努めています。

落書きのない魅力あるまちづくりへのご協力をお願いします。

補助対象となる事業と、その要件について

次の2つの要件を満たしている必要があります。

- 1 対象区域内の家屋・建造物（裏面の対象区域の区域図を参照してください。）
- 2 被害届が出されているもの

平成27年4月から“消去に要する費用が5万円以上のもの”とする要件を撤廃しました。

※国および地方公共団体が管理する建物は対象外

補助率について

消去に要する費用の3分の2（上限50万円）

平成27年4月から補助率を2分の1→3分の2に引き上げました。

補助対象者について

- 1 落書きの被害を受けた建造物の所有者
- 2 建造物の所有者の了解を得て、補助事業を行う町内会、防犯組合、商業者団体、NPO法人など

補助対象となる経費について

- 1 落書き消去にかかる塗装などの工事費用
- 2 その他、落書き消去に必要と認められる経費

※補助の対象となる経費や申請方法などについてご説明をしますので、落書き消しを実施する前に、必ず、一度お問い合わせください。

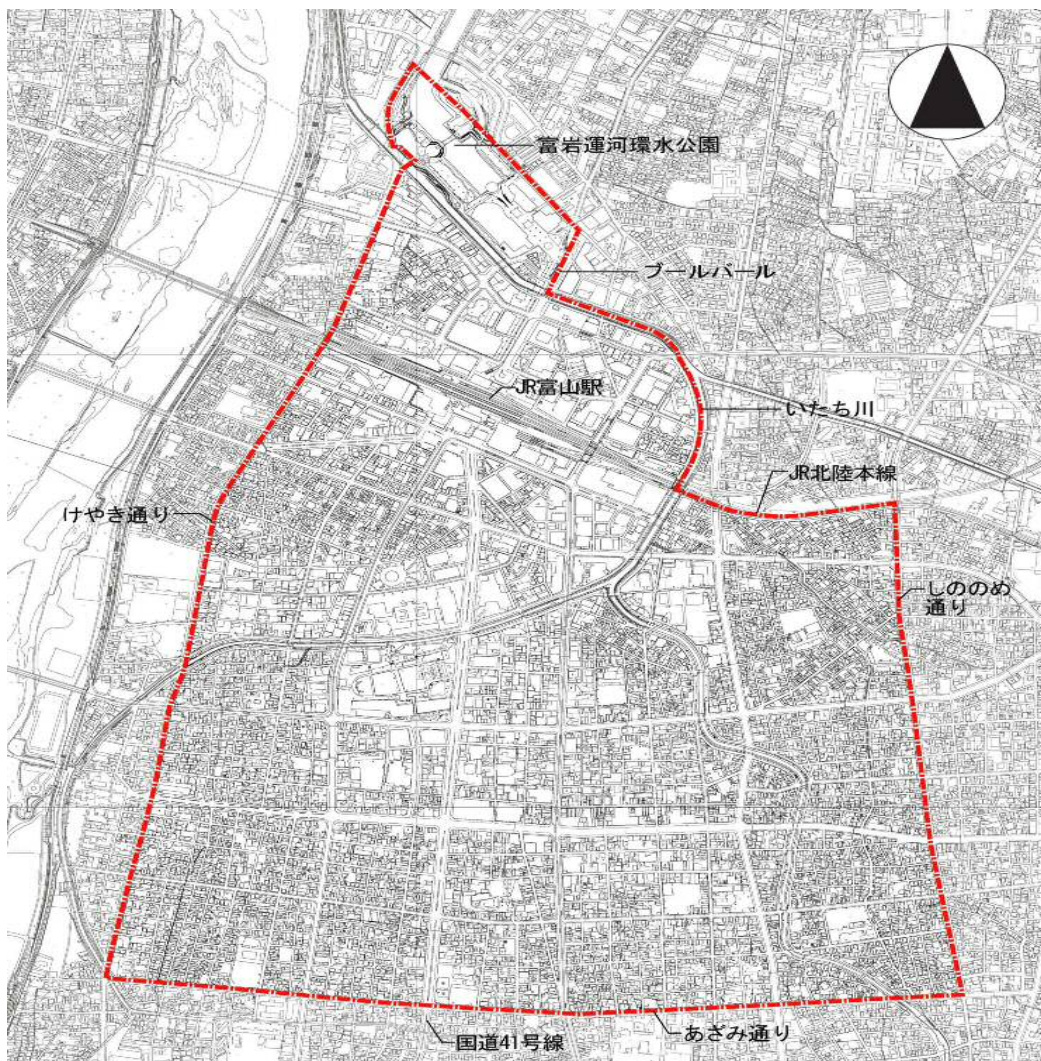
お問い合わせ先 富山市都市整備部中心市街地活性化推進課
TEL 076-443-2054
FAX 076-443-2190

対象区域

- (1) 富山市中心市街地活性化基本計画（平成19年2月8日内閣総理大臣認定）に定める中心市街地の区域（436ha）

中心市街地の境界となる部分（下図参照）

- ・ 東側の境界は、しののめ通り（一般県道八幡田・稲荷線及び市道大泉稲荷線）
- ・ 南側の境界は、あざみ通り（市道磯部大泉線及び市道磯部大泉2号線）
- ・ 西側の境界は、けやき通り（市道神通町蜷川線）
- ・ 北側の境界は、富岩運河環水公園、ブルバール（市道富山駅北線）、いたち川、JR北陸本線



- (2) 主要地方道富山空港線の道路境界線から両側30メートル以内の区域

- (3) 国道41号のうち主要地方道富山空港線交差点から市道磯辺大泉線及び市道磯辺大泉2号線交差点までの区間の道路敷境界線から両側30メートル以内の区域